

# 日本学生支援機構奨学金 コロナウイルス感染症による困窮者への緊急対応

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大の影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、経済的に学生生活の継続が困難となっている方を対象に、日本学生支援機構による各種緊急対応が実施されます。各支援策に該当・希望する方は、申請書類を入手のうえ、期限までに申請してください。

なお、研究生などの非正規生、外国人留学生、学業不振による留年者は対象外です。

| 支援策            | 対象者  | 貸与期間等                      |
|----------------|--|----------------------------|
| ①第二種奨学金貸与期間延長  | 卒業年次の第二種奨学生で、コロナ禍により就職内定取消・就職未定となり卒業が延びる者                                | 貸与期間最大1年延長                 |
| ②第二種奨学金休学时継続貸与 | 第二種奨学生で、コロナ禍を機に <u>休学し</u> ボランティア活動等の自己研鑽活動を行う者 (R3.3月までに休学・活動開始する場合が対象) | 活動開始から最大1年間貸与              |
| ③第二種奨学金休学时新規貸与 | コロナ禍を機に、R3.3月までに <u>休学し</u> ボランティア活動等の自己研鑽活動を行う者で、新たに第二種奨学金を希望する者        | 休学期間の貸与は最大1年間。復学後も引き続き貸与可能 |
| ④緊急無利子特別貸与再募集  | 以下のとおり   | R3年1月～3月<br>※3ヵ月のみ         |

## ●緊急無利子貸与奨学金対象者

以下のすべてにあてはまる者（大学院生含む）。自宅生も可。

- ①第二種奨学金の推薦基準を満たすこと
- ②推薦時において第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③家庭から多額の仕送り（自宅生の場合家庭による多額の支弁）を受けていないこと
- ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤学生等本人のアルバイト収入について、コロナ禍により大幅に減少（50%以上減少）したこと

## ●各種支援共通 貸与額

- ・学部生：2～12万円の中から1万円単位で選択
- ・大学院生：5万円、8万円、10万円、13万円、15万円 から選択

## ●各種支援共通 申請書類の配布

学生生活課学生支援係（F棟1階）窓口で配布します。来学が難しい方は事前にお電話ください。  
なお、下記提出期限にかかわらず申請書類は早急に入手し準備を進めてください。

## ●申請書類の提出期限 ※いずれも郵送の場合必着

- \* 支援策①・② : 令和3年1月5日（火）
- \* 支援策③ : 令和2年12月21日（月）
- \* 支援策④ : 令和3年1月19日（火）